

令和6年2月28日開会
令和6年3月15日閉会

令和6年

第1回定例会会議録
(1日目)

小豆島町議会

令和6年第1回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第13号

令和6年第1回小豆島町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和6年2月21日

小豆島町長 大江 正彦

記

- 期 日 令和6年2月28日（水）
- 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和6年2月28日（水曜日）午前9時33分

閉 会 令和6年3月15日（金曜日）午後2時57分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏名	2月28日	3月14日	3月15日
1	大下 淳	○	○	○
2	高尾 豊弘	○	○	○
3	河井 修	○	○	○
4	川井 茂	○	○	○
5	羽田 満	○	○	○
6	塩田 洋介	○	○	○
7	高橋 淳	○	○	○
8	中川 光秋	○	○	○
9	三木 卓	○	○	○
10	中松 和彦	○	○	○
11	藤本 傳夫	○	○	○
12	安井 信之	○	○	○
13	鍋谷 真由美	○	○	○
14	谷 康男	○	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日	第3日
町 長	大 江 正 彦	○	○	○
副 町 長	谷 本 静 香	○	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○	○
参 事 兼 総 務 課 長	山 口 総一郎	○	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○	○
税 務 課 長	鎌 田 省 吾	○	○	○
住 民 生 活 課 長	小 野 努	○	○	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○	○	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○	○	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○	○	○
オ リ ー プ 課 長	平 野 明 子	○	○	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○	○	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○	○	○
会 計 管 理 者	入 倉 哲 也	○	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	長 町 耕 作	○	○	○
こ だ も 教 育 課 長	古 郷 勉	○	○	○
生 涯 学 習 課 長	森 稔	○	○	○
総 務 課 課 長 補 佐	森 口 和 裕	○	○	○

職務のため出席した者の氏名
 議会事務局長 森 貞 二
 書記 中川 有 里

議事日程
 別 紙 の と お り

令和6年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年2月28日（水）午前9時28分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 町長施政方針
- 第4 議案第4号 小豆島坂手ポートターミナル条例について (町長提出)
- 第5 議案第5号 小豆島町更新住宅条例について (町長提出)
- 第6 議案第6号 小豆島町空き家資源活用住宅条例について (町長提出)
- 第7 議案第7号 小豆島町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第8 議案第8号 小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第9 議案第9号 小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第10 議案第10号 小豆島町手数料条例の一部を改正する条例 (町長提出)
- 第11 議案第11号 小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第12 議案第12号 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第13 議案第13号 坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約の変更について (町長提出)
- 第14 議案第14号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について (町長提出)
- 第15 議案第15号 調停申立ての取下げについて (町長提出)

- | | | | |
|------|----------|----------------------------------|--------|
| 第 16 | 議案第 16 号 | 令和 6 年度小豆島町一般会計予算 | (町長提出) |
| 第 17 | 議案第 17 号 | 令和 6 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算 | (町長提出) |
| 第 18 | 議案第 18 号 | 令和 6 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算 | (町長提出) |
| 第 19 | 議案第 19 号 | 令和 6 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算 | (町長提出) |
| 第 20 | 議案第 20 号 | 令和 6 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算 | (町長提出) |
| 第 21 | 議案第 21 号 | 令和 6 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算 | (町長提出) |
| 第 22 | 議案第 22 号 | 令和 6 年度小豆島町介護保険施設事業会計予算 | (町長提出) |
| 第 23 | 議案第 23 号 | 令和 5 年度坂手地区財産区会計歳入歳出決算認定
について | (町長提出) |
| 第 24 | 発議第 1 号 | 小豆島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例
について | (議員提出) |

令和6年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年3月14日（木）午前9時28分開議

第1 一般質問 7名

令和6年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第3号）

令和6年3月15日（金）午後1時07分 開議

- 第1 議案第4号～6号、16号、23号に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第2 議案第10号、12号、17号～22号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第3 議案第4号～6号、10号、12号、16～23号に対する討論及び採決
- 第4 議案第24号 教育長の任命につき同意を求めることについて （町長提出）
- 第5 議案第25号 教育委員の任命につき同意を求めることについて （町長提出）
- 第6 議案第26号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて （町長提出）
- 第7 議案第27号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて （町長提出）
- 第8 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて （町長提出）
- 第9 議案第29号 小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第10 議案第30号 令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第6号） （町長提出）
- 第11 議案第31号 令和5年度小豆島町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第1号） （町長提出）
- 第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について （町長提出）
- 第13 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について （町長提出）
- 第14 発議第2号 草壁港の賑わいと活性化を求める決議 （議員提出）
- 第15 閉会中の継続調査の申し出について （各常任委員長提出）
- 第16 閉会中の継続調査の申し出について （議会運営委員長提出）
- 第17 閉会中の継続調査の申し出について （各特別委員会委員長提出）

開会 午前9時28分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

令和6年第1回小豆島町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、ご承知のように、令和6年度における町行政の基本であります町長の施政方針をはじめ、当初予算、条例改正など重要案件を審議します。したがって、会期も相当の日数を予定しておりますので、体調管理に努め、十分ご審議くださいますようお願いいたします。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る2月21日開催の議会運営委員会において、お手元に配付のとおりに決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

ここで、開会に先立ちまして、去る2月8日に開催されました全国町村議会議長会の定期総会におきまして、自治功労者表彰が行われましたので、ただいまから表彰伝達式を行います。

○議会事務局長（森 貞二君） それでは、受賞者のお名前を申し上げますので、前へお進みください。

全国町村議会議長会表彰、中松和彦殿。

○議長（谷 康男君）

表彰状

香川県小豆島町前議長 中松和彦殿

あなたは、町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献された功績は特に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和6年2月8日

全国町村議会議長会会長 渡部孝樹

（拍手）

○議長（谷 康男君） それでは、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和6年第1回小豆島町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会では、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた7件の当初予算案のほか、条例案件9件、契約案件1件、その他案件3件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の令和6年第1回小豆島町議会定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時33分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。12月6日以降、2月20日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの例月出納検査結果報告4件は、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これにより日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、3番河井修議員、4番川井茂議員を指名しますので、よろしくお祈りします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。日程表のとおり、本日から3月15日までの17日間とし、本会議第2日目以降の日程につきましては、3月8日開催予定の議会運営委員会で改めてお諮りしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から3月15日までの17日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 町長施政方針

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、町長施政方針を議題といたします。

町長から令和6年度の施政方針を伺います。町長。

○町長（大江正彦君） 令和6年第1回小豆島町議会定例会の開会に際し、令和6年度当初予算案並びに関連諸議案のご審議をお願いするに当たりまして、町政運営についての所信と施策の概要を申し述べ、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

[以下別紙のとおり省略]

○議長（谷 康男君） ただいま町長から令和6年度の施政に関する所信が述べられましたが、これに対する質問は一般質問の中でお願いいたします。

暫時休憩します。再開は10時30分とします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時27分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 議案第4号 小豆島坂手ポートターミナル条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、議案第4号小豆島坂手ポートターミナル条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第4号小豆島坂手ポートターミナル条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、坂手港を発着する旅客航路利用者の利便を図り、来島者と地域住民とが交流できる空間を提供するとともに、地場産業の振興及び地域の活性化に寄与することを目的として小豆島坂手ポートターミナルを開設することに伴い、条例を整備するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第4号小豆島坂手ポートターミナル条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の3ページをお開き願います。

本条例につきましては、現在坂手港で整備を進めております小豆島坂手ポートターミナ

ルの管理運営に関し、必要となる事項につきまして条例を制定するものでございます。

第1条は、坂手ポートターミナルの設置目的を定めており、先ほど町長が申し上げたとおり、産業の振興と地域の活性化に寄与することを目的としてございます。

第2条は、名称、位置を定めており、位置につきましては建設場所である坂手甲1834番地15としてございます。

第3条第1項は、ターミナルの管理及び運営について指定管理者に行わせることができる旨を定め、第2項では指定管理者の基準を定め、申請を受け、議会の議決を得て指定する旨を定めております。なお、第2項の基準につきましては、これまでの公の施設と同様に、1、平等な利用が確保されること、2、事業計画の内容がターミナルの効用を十分に発揮するものであり、管理に係る経費の縮減が図られるものであること、3、管理を安定して行う能力を有していること、4、地域活性化等を効果的に達成するため、町長が必要と認める基準に適合することを条件としてございます。

第3項では、申請に必要な書類を定め、事業計画書に加え、規則で定める書類の添付を求めています。なお、規則で定める書類としては法人の定款、登記簿謄本、収支予算書等を予定してございます。

第4項では、指定管理者を指定したとき、指定を取り消したとき、管理の業務の停止を命じたときはその旨を公示するものとしてございます。

第5項では、指定管理者を定めた場合は、ターミナルの利用許可、利用許可の取消しは指定管理者が行うものとしてございます。

ページをめくっていただきまして、第4条は指定管理者の業務を定め、第5条では指定管理者の実績報告書の提出義務、第6条では町長による業務報告の聴取、実施調査、適正な管理への指示を定めてございます。

第7条は、指定管理者の指定取消し、業務の停止命令について定め、第8条及び第9条では施設の利用許可と利用許可の取消し、利用の停止について定めてございます。

第10条では、一般の方が利用される場合の上限利用料金を別表で定めるとともに、料金を指定管理者の収入として収受させることができる旨、定めております。

恐れ入りますが、6ページの別表をお開き願います。

テレワーク室につきましては、ふるさと村のうみちかふらっとの料金と同額にしており、デジタルラボも機材使用込みでうみちかふらっとと同額の金額にしてございます。移住体験施設につきましては、トティエが運営する短期滞在施設、黒田邸の1泊5,800円を参考に個室1部屋1泊8,800円、ドミトリー1床1泊3,300円としてございます。屋上イベ

ントスペースにつきましては、ふるさと村交流センターの大ホール等を参考に、同額の1時間当たり5,500円としてございます。

なお、切符売場等、特定の事業者に賃貸するスペースにつきましては、現在他団体の事例を調査研究中でございまして、決定した段階で改めて条例改正をお願いしたいと考えてございます。

5ページに戻っていただきまして、第11条は利用料金に関する事項は先ほどご説明した利用料金の範囲内で指定管理者が定める旨を規定し、この場合は町長の承認を受ける義務を課してございます。また、特に必要があるときは利用料金を減額し、または免除できることを定め、利用料金については原則として還付しないこととしてございます。

第12条は、指定管理者または利用者が故意、過失によって施設等を損壊、滅失したときの損害賠償義務を定め、第13条では指定管理に従事している方の秘密保持義務を定めてございます。

第14条は、指定管理者を選定するための審議会を設ける規定を定めたもので、第15条は管理運営事項の規則委任でございます。

最後に附則として、本条例は公布の日から施行するとしてございます。以上、簡単ではございますが、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○12番（安井信之君） この指定管理者の公募方法とか、そういうのはいつ頃を予定して、関心があるところがあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） まず、本条例をご議決いただいて、年度が替わりまして公募の準備を早々に開始したいと考えてございます。4月以降、早々に準備を重ねてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。安井議員。

○12番（安井信之君） 応募とか、そういうな部分はあるんですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 現在、地元自治会等々と協議を進めてございますが、まだ正式に提案したいというような、個別具体的な動きまでには至っておりませんが、まずは地元と十分に協議しながら進めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかにありませんか。藤本議員。

○11番（藤本傳夫君） これ1泊当たりいうになっとんですけども、何時から何時まで、どうでもいいことやけど。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 24時間の対応で考えておりますので、夜中の0時から次の0時までということでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号小豆島坂手ポートターミナル条例については総務建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第5 議案第5号 小豆島町更新住宅条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、議案第5号小豆島町更新住宅条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第5号小豆島町更新住宅条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、改良住宅の建て替えとして設置する更新住宅の管理に関して必要な事項を定めるため、条例を整備するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 議案第5号小豆島町更新住宅条例についてご説明申し上げます。

上程議案集7ページをお開きください。

提案理由につきましては、先ほど町長から申し上げたとおり、改良住宅の建て替えとして設置する更新住宅の管理に関して必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容につきましては、整備に際して活用しました改良住宅と改善事業制度要綱に基づき構成しておりまして、第1条は条例制定の趣旨を規定しております。

第2条は、用語の定義を規定し、第3条は住宅の名称とその位置や戸数等の規定でございまして、規則で定めるものとしています。

第4条の入居者の資格では、改良住宅建て替え事業に伴い住宅を失った者のほか、各号に掲げる者で更新住宅への入居を希望し、住宅に困窮すると認められる者としております。

次に、8ページをお開きください。

第5条では、前条に規定する入居者が入居しないとき、または入居しなくなった場合においては町営住宅条例の規定を準用して、住宅に困窮する者を対象に入居者の公募を行うこととしております。

第6条の家賃等の決定では、改良住宅等管理要領の規定による範囲内で町営住宅条例の規定を準用して家賃を算定するものとし、駐車場使用料は規則で定めるものとしております。

また、第7条及び第8条では、収入超過者の認定及び家賃について、第9条では更新住宅及び地区施設の管理について、町営住宅条例及び管理要領の規定を準用し、定めております。

第10条は、委任事項であり、附則として本条例は公布の日から施行するものでございます。以上、簡単でございますが、議案第5号のご説明とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号小豆島町更新住宅条例については総務建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第6号 小豆島町空き家資源活用住宅条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第6号小豆島町空き家資源活用住宅条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第6号小豆島町空き家資源活用住宅条例について提案理由の

ご説明を申し上げます。

本案は、移住・定住を促進するため町が空き家を借り上げて整備し、転賃の用に供する空き家資源活用住宅を設置することに伴い、条例を整備するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 議案第6号小豆島町空き家資源活用住宅条例についてご説明申し上げます。

上程議案集11ページをお開きください。

提案理由につきましては、先ほど町長から申し上げたとおり、本町への移住・定住を促進するため町が空き家を借り上げて整備し、転賃の用に供する空き家資源活用住宅の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものでございます。

第1条は設置趣旨を、第2条は用語の定義を定めており、第3条では住宅の名称とその位置の規定でございまして、規則で定めるものとしております。

第4条から12ページの第6条までは、空き家の所有者との貸借契約の内容と管理方法について定め、貸借料は無料、契約期間中の固定資産税は減免できるものとし、契約期間は10年に達する日以降における最初の3月31日までとし、5年に限り延長することができるものとしております。

第7条は、空き家資源活用住宅の管理について定め、管理の一部を委任することができるものとしております。

第8条は、入居者の募集方法を定め、第9条では入居者の資格といたしまして、小豆郡外から転入して町内に居住しようとする者のほか、各号の条件を満たすものとしております。

第10条から13ページの第14条までは、入居の申込みや選考方法のほか、入居の手続等に関することを規定しています。

次に、14ページをお開きください。

第15条の入居者との定期契約期間は1年間とし、再契約できるものとしております。

第16条の家賃では、空き家の改修に要した費用等を勘案して規則で定めるものとし、第17条の敷金につきましては家賃の2か月分としております。

第18条と第19条につきましては、修繕費用やその他における町と入居者の負担区分を定め、第20条から第24条までは入居者の保管義務に関するもののほか、住宅の明渡し請求に

該当する内容や立入検査に関することなどをそれぞれ規定しています。

第25条は、委任事項であり、附則として本条例は公布の日から施行するものでございます。以上、簡単でございますが、議案第6号のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） この条例では、入居希望者との関係は書かれてるんですけど、町が借り上げる住宅との関係というか、募集とか、そういうのは町はどのように判定されるのか、ちょっとお尋ねしたいんです。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 空き家の所有者とは、募集を今のところするわけではなく、現在モデル的に実施しておりますので、今年度につきましては1戸建設するんですが、こちらから空き家所有者に対して声をかけさせていただいております。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号小豆島町空き家資源活用住宅条例については総務建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第7号 小豆島町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例  
について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第7号小豆島町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第7号小豆島町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、近年の物価高騰やインバウンドの増加により宿泊料が上昇している現状を踏まえ、職員及び特別職の宿泊料について県内の他市町との均衡を考慮し、関係条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、ご審議のほどよろしくお申し

上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の17ページをお願いいたします。

議案第7号小豆島町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてです。

先ほど町長が申し上げましたとおり、本案は近年の物価高騰やインバウンドの増加により宿泊料が上昇している現状を踏まえ、県内の他市町との均衡を考慮し、小豆島町職員等の旅費に関する条例の別表第1のとおり、医師の県内を1万500円から1万2千円に、医師以外の職員の県内を9千円から1万2千円、県外を1万2千円から1万3千円に、18ページの小豆島町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の別表第2のとおり、県内を1万500円から1万2千円に、また小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の別表のとおり、県内を1万500円から1万2千円とする宿泊料の改正を行うものでございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号小豆島町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第8号 小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、議案第8号小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第8号小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行され、令和6年度から会計年度任用職員について勤勉手当の支給対象となるため、関係条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の21ページをお願いいたします。

議案第8号小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行され、令和6年度から会計年度任用職員について勤勉手当の支給対象となるため、例えば小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条の下線部分にあります勤勉手当を追加、また24ページから25ページにあります小豆島町職員の育児休業等に関する条例、第7条では逆に会計年度任用職員の除外規定を削除するなど、関係条例に所要の改正を行うものでございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号小豆島町会計年度任用

職員の給与及び費用弁償に関する条例及び小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第9号 小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第9号小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第9号小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、同法が公布の日から1年3か月以内に施行されることに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の26ページをお願いいたします。

議案第9号小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、同法が公布の日から1年3か月以内に施行されることに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

27ページをお開きください。

改正前の別表第3、左から2つ目の事務の欄にあります法別表第2の第2欄に掲げる事務ですが、この法別表が削除されたため、具体的に事務内容を掲げる必要が出てきたため、改正後の事務の欄にありますように具体的な条文として、また新たに法で規定された用語の定義を追加するものでございます。

附則として、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） すいません、条文が変わるだけですか、具体的に何か業務上で変わるということはあるんですか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 鍋谷議員のおっしゃるとおり、別表の表がなくなったので、それを变えるのに具体的な事務の内容を記載するというそれだけの話でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第10号 小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、議案第10号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第10号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、戸籍法の改正により戸籍及び除籍に係る電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加になることから、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 上程議案集の30ページをお願いいたします。

議案第10号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和元年に成立した戸籍法の一部を改正する法律、附則第1条第5号広域交付等の業務、届書等情報の連携業務が施行されることに伴い、新たに戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号を発行する業務が追加されることになりました。この改正により、行政手続の際に申請書と併せて戸籍電子証明書提供用識別符号を申請先の行政機関に提示することにより、申請先の行政機関が戸籍電子証明書を確認することができるようになり、戸籍謄本などの戸籍証明書の添付が不要となります。

手数料につきましては、別表に新たに追加させていただいておりますとおり、戸籍電子証明書提供用識別符号が1通400円、32ページ、33ページになりますが除籍電子証明書提供用識別符号が1通700円となります。

附則として、施行日につきましては公布の日とさせていただいております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例については教育民生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第11 議案第11号 小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第11、議案第11号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第11号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に

ついて提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、香川県下の保険料水準の統一に向け、国民健康保険税の算定方式を現在の4方式から3方式に変更する必要があることから、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第11号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の35ページをお願いいたします。

今回の改正は、先ほど町長から説明いたしましたとおり、香川県下の保険料水準統一化に向け、国民健康保険税の算定方式を現在の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額による4方式から資産割額を廃止した3方式に変更するため小豆島町国民健康保険運営協議会の答申に基づき、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第2条は、課税額についての規定でございます。国民健康保険税につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合計額となっており、それぞれ所得割額、資産割額、均等割額、平等割額について定められた率、または額で算定しております。第2項で基礎課税額、第3項で後期高齢者支援金等課税額、次の36ページになります第4項が介護納付金課税額についての規定となっており、それぞれ資産割額を削除するものでございます。

次に、第4条及び第7条、第9条につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金支援課税額の資産割額の税率についての規定となっており、資産割額の廃止により削除するものでございます。

附則といたしまして、施行期日は令和6年4月1日からとし、適用区分といたしまして、この条例による改正後の規定は令和6年度以後の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第12号 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第12、議案第12号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第12号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、第9期に見込まれる介護サービス量から推計し、必要とされる介護保険料額を設定するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 議案第12号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の38ページをお願いいたします。

今回の改正は、第9期介護保険事業計画策定に当たり、計画期間中である令和6年度から8年度までに必要とされる介護保険料について、基準月額を現在の額を維持した上で所得に応じた負担を求める観点から高所得者の所得段階を再配分し、保険料区分を9段階から4段階追加した13段階とするとともに、低所得者層の保険料について軽減の強化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。

第2条、保険料額でございます。

第1項第1号から第3号につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い低所得者の標準乗率が引下げとなったことから、保険料区分のうち非課税世帯に該当する第1段階から

第3段階までの保険料額をそれぞれ改めるものでございます。

第10号から39ページの第13号につきましては、新たに追加された第10段階から第13段階の保険料額を定めるものでございます。また、同条第2項から第4項につきましては、低所得者層である第1段階から第3段階までの保険料について軽減後の額をそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、第4条は、賦課期日後に第1号被保険者の資格取得、または喪失等があった場合の保険料額の算出方法について定めるものであり、第3項の改正は保険料の所得段階を追加したことに伴うものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。また、経過措置といたしまして、この条例による改正後の規定は令和6年度分の保険料から適用することとし、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとするものでございます。以上で議案第12号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例については教育民生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第13 議案第13号 坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第13、議案第13号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第13号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和5年第2回臨時会でご議決を賜りました坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約について、工期を変更する必要が生じたことから工事請

負契約を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 上程議案集45ページをお願いいたします。

議案第13号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約の変更についてご説明いたします。

提案理由につきましては、ただいま町長から説明がありましたとおり、この工事の年度内竣工が困難となったことから、工期の延長をするものでございます。

変更になりますのは45ページの4の契約工期でございまして、変更前が令和5年5月19日から令和6年3月29日でありましたのを、工期の終わりを令和6年11月29日まで延長するものでございます。

今回、現場に入りまして掘削した段階で大きな石が多数出てきました。それを掘削したり、運搬したり、またその後の土留め矢板とか基礎ぐいの打設をするのに不測の日数を要したことから、延長をする必要が生じました。現在の状況でございます、金額ベースでございますが1月末現在、1か月前になりますけど約16%の進捗でございます。今、2月は基礎部分の工事を実施しておりまして、3月からは1階の床の工事に入ります。予定では7月には最上階まであがる予定でございます。その後、内装関係、外構関係の工事ということになっていく予定です。以上、簡単ではございますが、議案第13号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約の変更についてご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第13号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第14号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第14、議案第14号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第14号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の策定及び変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第14号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の47ページをお開き願います。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本町では、町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合整備計画につきましては旧村単位または字単位で19辺地に区分してございます。本定例会では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために中山辺地において計画を策定し、池田、蒲生、二生、草壁、安田の5つの辺地において計画を変更するものでございます。

それでは、辺地計画ごとにご説明申し上げます。

49ページをお開き願います。

中山辺地の計画策定でございます。

ページ下の表3、公共施設の整備計画でございますが、中山間地域総合整備事業でございます。本事業につきましては、池田地区畑かん施設の更新に向けて、パイプライン更新工事を中心に県営事業として取り組んでおりますが、令和6年度以降も順次事業を推進す

るものであり、既存の計画期間が令和5年度で終了することから池田辺地に合わせて令和8年度までの計画を新たに策定するもので、事業費につきましては池田辺地に一括計上してございます。

次に、52ページをお開き願います。

池田辺地の計画変更でございます。

3、公共的施設の整備計画の1行目に記載しております中山間地域総合整備事業につきましては、県事業の進捗状況に合わせて事業費を6,245万6千円へ変更し、財源内訳のうち、受益者分担金である特定財源を1,655万円に変更、一般財源4,590万6千円のうち、辺地対策事業債の予定額を4,580万円にするものでございます。

次に、1行飛ばしまして、水産物処理加工設備整備事業につきましては、池田漁協が導入するカキの選別機に対し、離島活性化交付金794万4千円を活用して町が補助するもので、一般財源が794万4千円のうち、辺地対策事業債の予定額を790万円にするものでございます。

次に、54ページをお開き願います。

蒲生辺地の計画変更でございます。

3、公共的施設の整備計画に記載しております中条中道線中条橋改良事業につきましては、工法の変更、資材価格の高騰により事業費が増額となる見込みであることから、事業費、辺地対策事業債の予定額をそれぞれ9千万円にするものでございます。

次に、56ページをお開き願います。

二生辺地の計画変更でございます。

3、公共的施設の整備計画のうち、表の上から2行目になります消防屯所新築整備事業につきましては、用地購入費に加え、二生分団屯所の新築工事費等を計上したことにより事業費7,029万2千円に対し、辺地対策事業債の予定額を6,940万円にするものでございます。

次に、58ページをお開き願います。

草壁辺地の計画変更でございます。

3、公共的施設の整備計画のうち、1行目になります安田片城草壁線改良事業につきましては、町道拡幅に向けて物件調査費、用地測量費等を計上したことから事業費を5,240万円に増額し、国庫補助金の特定財源を7,425万4千円に増額するとともに、一般財源1,814万6千円のうち、辺地対策事業債の予定額を680万円にするものでございます。なお、起債対象事業費は、用地測量費等が対象となりますことから一般財源に対する充当額

が低くなってございます。

次に、猪谷川4号橋改良事業につきましては、橋梁の更新に向けて測量設計費を新たに計上したもので、事業費569万円に対し、辺地対策事業債予定額を560万円にするものでございます。

最後に、62ページをお開き願います。

安田辺地の計画変更でございます。

3、公共的施設の整備計画のうち、2行目になります地域消防力強化事業につきましては、安田分団の小型動力ポンプ購入費を計上したことから事業費を641万5千円に増額し、辺地対策事業債の予定額を640万円にするものでございます。

次に、林道橋長寿命化事業につきましては、星ヶ城線無名3号橋の補修工事費を計上したことから事業費を2,080万円に増額し、国県補助金の特定財源を1,345万5千円に増額するとともに、一般財源734万5千円のうち、辺地対策事業債の予定額を730万円にするものでございます。

次に、橋梁長寿命化事業につきましては、内海大橋と馬木都市下水路6号橋の長寿命化工事費等を計上したことから事業費を7,762万5千円に増額し、国庫補助金の特定財源を5,110万円に増額するとともに、一般財源2,652万5千円のうち、辺地対策事業債の予定額を2,620万円にするものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第14号のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第14号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第15号 調停申立ての取下げについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第15、議案第15号調停申立ての取下げについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第15号調停申立ての取下げについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和4年第4回定例会でご議決を賜りました不動産の任意買収を求める調停の申立てについて、不調となったことから調停を取り下げることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 議案第15号調停申立ての取下げについてご説明申し上げます。

上程議案集63ページをお開きください。

提案理由につきましては、先ほど町長から申し上げたとおりでございます。

1、申立人は、小豆島町長大江正彦、2、調停の相手方は、対象物件の競落人、3、対象物件は、別紙物件目録のとおりでございます。4、取下げの理由は、公共事業のため競落人に任意買収を求める調停を申し立てましたが、不調となったためでございます。なお、不調となった理由につきましては、相手方が調停に出席しなかったためでございます。以上、簡単ではございますが、議案第15号のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○12番（安井信之君） これ高橋旅館の分やと思うんですが、これからはどういうふうな調整をしていくんですか、その辺見えてこんかったらなかなか高橋旅館の問題は解決しないと思いますので、お願いします。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） まずは、相手方と交渉をしなければ何も始まらないと考えております。弁護士と引き続き協議をし、解決の糸口を見いだしていきたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 調停に欠席というふうなことで、コンタクトは取れとんですか。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 相手方は、一切来られてませんので、全然交渉に立っておりません。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 全然コンタクトが取れとらんのやったら、これからどないしていくんぞというふうな話になってくると思いますんで、その辺どういうふうになっとんですか。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 先ほども申しましたが、弁護士等と協議を重ね、何らかの解決策を見いだす方向でございます。

○議長（谷 康男君） 副町長。

○副町長（谷本静香君） この調停につきましては、利害関係者と申しますか、権利者の所在を確認するための手段として調停を起こしたものでございます。

具体的には、権利者については、既に所在についても特定しておりますので、一定程度のコミュニケーションと申しますか、協議は進んでおりますので、今後真の権利者、その方々とのお話を進めていくような形になってまいりますので、多少時間はかかっているんですが糸口が見つかったということで、一旦この調停については取下げさせていただく考えでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第15号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号調停申立ての取下げについては原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は11時40分とします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時36分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

- 日程第16 議案第16号 令和6年度小豆島町一般会計予算
- 日程第17 議案第17号 令和6年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第18号 令和6年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第19 議案第19号 令和6年度小豆島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第20号 令和6年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第21 議案第21号 令和6年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第22 議案第22号 令和6年度小豆島町介護保険施設事業会計予算

○議長（谷 康男君） 次、日程第16、議案第16号令和6年度小豆島町一般会計予算から、日程第22、議案第22号令和6年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までは関連する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第16号令和6年度小豆島町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

なお、議案は、別冊の令和6年度一般会計・特別会計当初予算書及び説明書並びに介護保険施設事業会計予算書の最初に添付しておりますので、よろしく願い申し上げます。新年度一般会計予算につきましては、歳入歳出総額は112億8,700万円となっております。予算の内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第17号から議案第21号で提案しております特別会計予算につきましては、国民健康保険事業特別会計16億8,716万7千円、後期高齢者医療事業特別会計3億6,057万5千円、介護保険事業特別会計21億3,326万5千円、介護サービス事業特別会計6,539万8千円、介護予防支援事業特別会計619万5千円となっております。また、議案第22号で提案しております介護保険施設事業会計予算のうち、収益的収支につきましては、事業収益4億9,489万6千円、事業費用5億166万3千円となっております。

各特別会計予算及び介護保険施設事業会計予算につきましても、それぞれ担当課長及び担当事務長から順次説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第16、議案第16号令和6年度小豆島町一般会計予算の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第16号令和6年度小豆島町一般会計予算について

ご説明させていただきます。

別冊の令和6年度当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億8,700万円と定めるものでございます。対前年度マイナス8億2,600万円、率にしてマイナス6.8%の減でございます。

第2条は、地方債の規定でありまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を7ページ、8ページの第2表地方債のとおり定めるものでございます。なお、借入限度額の合計は17億2,800万円、対前年度8,570万円、5.2%の増でございます。

第3条は、一時借入金の規定でございまして、一時借入金の借入れの最高額を例年と同額の5億円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用に関する規定で、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができることとしております。こちらも例年と同様でございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容についてご説明申し上げます。

一般会計予算につきましては、令和5年度に引き続き、大江町長が掲げる次代に夢をつなぐ、持続可能なまちづくりに向けて大変厳しい財政状況下ではございますが、大胆かつ積極的に編成させていただきました。なお、詳細につきましては連合審査会において詳しくご審議がなされると思っておりますので、本日は予算書に併せて配付しております資料に基づき、前年度に比べて増減の大きな科目について簡単にご説明させていただきます。

それではまず、歳入予算でございますが、2ページの資料2、令和6年度一般会計歳入予算総括表をご覧ください。資料の2、2ページでございます。

1款町税は14億5,692万1千円、対前年度マイナス892万1千円、マイナス0.6%の微減となっております。こちらは、固定資産税において評価替えに伴う土地家屋の課税標準額の下落によりマイナス659万8千円の減と見込んだことが主な要因でございます。

次に、ページの真ん中にごございます11款地方交付税は40億1千万円、対前年度7千万円、1.8%の増を見込んでおります。このうち、普通交付税につきましては、35億5千万円、対前年度5千万円、1.4%の増を見込んでおります。これは国の地方財政計画における交付税出口ベースが1.7%の増となっていること、また会計年度任用職員に係る勤勉手当は普通交付税で措置される予定であることなどを踏まえ、決定したものでございます。また、特別交付税につきましては、オリーブバス車両購入補助に対し、約8割が措置される見込みであることから、対前年度2千万円増の4億6千万円を計上してございます。

次に、3行飛ばしまして、15款国庫支出金は11億2,769万8千円、対前年度マイナス5億6,808万2千円、マイナス33.5%の減となっております。これは、坂手港の観光振興ターミナルの整備に対するデジタル田園都市国家構想交付金が対前年度マイナス7億8千万円の皆減になった一方で、地方公共団体システムの標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金が対前年度7,769万8千円の増、雨水公共下水道整備事業に係る社会資本整備総合交付金が対前年度4,880万円の増となったことが主な要因でございます。

次に、2行飛ばしまして、18款寄付金は5億181万1千円、対前年度マイナス4億390万円、マイナス44.6%の減となっております。これは、昨年10月のふるさと納税制度の厳格化により、好評であったシャワーヘッドが地元産品の対象外となり、ふるさと納税寄付金を対前年度マイナス4億円の減と見込んだことが主な要因でございます。

次に、19款繰入金金は6億8,676万8千円、対前年度マイナス4,380万2千円、マイナス0.6%の減となっております。こちらは、減債基金繰入金金が臨時財政対策債償還繰入れ分の減に伴い、対前年度マイナス1億139万5千円の減となった一方で、財源不足に対応するため3年ぶりに財政調整基金からの繰入金を3,597万7千円計上したこと、またふるさとづくり基金をフル活用し、同基金からの繰入金が対前年度5,391万8千円の増となったことが主な要因でございます。

次に、2行飛ばしまして、22款町債は17億2,800万円、対前年度8,570万円、5.2%の増となっております。こちらは、坂手港の観光振興ターミナルの整備に対する過疎対策事業債がマイナス7億6,340万円の皆減になった一方で、防災行政無線整備における緊急防災・減災事業債が4億9,890万円の増、学校再編整備事業における過疎対策事業債が2億2,590万円の増となったことが主な要因でございます。また、更新住宅の整備に当たり、令和6年度につきましても公営住宅建設事業債の発行を3億400万円計上してございますが、本地方債は今年度の償還に当たり交付税措置のない借金でございますので、今後の財政運営に影響が発生いたします。このため、将来の償還財源を確保するため、令和5年度の歳計剰余金につきましても昨年度に引き続き減債基金へ積立てしたいと考えてございます。歳入は以上でございます。

引き続き、性質別歳出の主な増減についてご説明させていただきます。

13ページの資料4、令和6年度一般会計歳出性質別分類表をお願いいたします。

まず、1行目の人件費であります。

予算額は20億6,635万円、対前年度1億1,142万9千円、5.7%の増となっております。こちらは、弁護士を含む正規職員の人数が3名増員を予定していること、また給与改定等

の影響により正規職員人件費が対前年度4,632万1千円の増となることに加え、会計年度任用職員について勤勉手当の支給が開始される予定であり、報酬改定等の影響も重なって、対前年度8,909万7千円の増となったことが主な要因でございます。

次に、上から4行目から7行目の普通建設事業費でございます。

まず、補助事業の予算額は9億6,626万7千円、対前年度マイナス13億910万7千円、マイナス57.5%の減でございます。こちらは、坂手港観光振興ターミナル整備事業がマイナス15億6,888万7千円の皆減となった一方で、馬木ポンプ場のナンバーツーポンプ更新工事等により雨水公共下水道整備事業が対前年度1億1,360万円の増となったことが主な要因でございます。

次に、単独事業の予算額は11億6,849万8千円、対前年度6億1,316万9千円、110.4%の大幅な増となっております。こちらは、防災行政無線の更新工事を令和7年度までの2か年事業で実施することにより、対前年度5億1,217万2千円の増、内海地区3小学校の統合に向けた学校再編整備事業が2億2,594万4千円の皆増となったことが主な要因でございます。

次に、県営事業の予算額は前年度と同規模となっており、以上のことから、普通建設事業費の全体予算額は7行目に記載のとおり22億1,944万9千円、対前年度マイナス6億9,583万2千円、マイナス23.9%の減となっております。

次に、2行飛ばしまして、扶助費等につきましては、予算額は18億5,189万9千円、対前年度マイナス9,533万8千円、マイナス4.9%の減となっております。こちらは、ふるさと納税制度の厳格化により、寄付金を9億円から5億円へマイナス4億円の減で見込んだことにより、返礼品等の予算額が対前年度マイナス1億3千万円の減となった一方で、小豆島オーリーブスの車両更新に対し、土庄町とバス1台ずつを補助することにより、オーリーブスの運営負担金が2,700万円の皆増となったことが主な要因でございます。

次に、貸付金につきましては、予算額は1億8,366万2千円、対前年度1,675万9千円、10.0%の増となっております。こちらは、中山農村歌舞伎舞台大規模改修事業の貸付金が事業完了に伴い、対前年度マイナス3,365万8千円の減になる一方で、明王寺釈迦堂防災設備整備事業の実施において、国県補助金を受け入れるまでの事業者資金を確保するため、事業者への貸付金が4,717万3千円の皆増となったことが主な要因でございます。

次に、投資及び出資金につきましては、予算額は3,416万6千円の皆増となっております。こちらは、香川県広域水道企業団が実施する配水管等更新工事に対し、一般会計から3分の1程度を出資する予算を計上したものでございます。

次に、積立金につきましては、予算額は2億6,816万7千円、対前年度マイナス1億9,561万4千円、マイナス42.2%の減となっております。こちらは先ほども申し上げたとおり、ふるさと納税の寄付額を大幅な減収見込みで予算計上したことから、ふるさとづくり基金への積立金が対前年度マイナス1億9,582万2千円の減になったことが主な要因でございます。

なお、公債費、繰出金につきましては、ご覧のとおり微増となっております。以上が性質別分類に起こる主な増減で、一般会計の歳出合計は112億8,700万円、対前年度マイナス8億2,600万円、マイナス6.8%の減となっております。以上、簡単ではございますが、議案第16号の概要説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号令和6年度小豆島町一般会計予算は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第17、議案第17号令和6年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第17号令和6年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書の9ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億8,716万7千円と定めようとするものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1億円に定めるものでございます。

第3条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合は、同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

内容につきましては、予算説明書により説明をさせていただきます。

初めに、185、186ページ、歳入についてご説明いたします。

1 款国民健康保険税は、被保険者数の減少が見込まれること、また資産割額の廃止によりまして前年から4,283万2千円減の2億3,887万9千円を計上しております。

2 款使用料及び手数料は、督促手数料として前年度と同額を計上しております。

3 款1 項県負担金につきましては、特定健診及び特定保健指導に係る額が交付されるもので383万5千円を計上しております。

次の2 項県補助金につきましては、保険給付費や保険事業に対して交付されるもので給付費の減少が見込まれること、また令和6 年度から結核、精神疾患の医療費分が県納付金算定に組み込まれることから、1 億8,568万7千円減の12億5,171万4千円を計上しております。

4 款財産収入は、財政調整基金の利子として12万8千円を計上しております。

次の187、188ページをお開きください。

5 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金につきましては、全て法定繰入れとなっており、前年度から646万2千円減の1 億6,847万3千円を計上しております。

2 項1 目財政調整基金繰入金につきましては、資産割額廃止による保険税収入減のため、県に納める国民健康保険事業費納付金の不足分として前年度から1,512万5千円増の2,313万1千円を計上しております。

6 款繰越金と7 款諸収入につきましては、例年と大きな変動はございません。

続きまして、191、192ページ、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、国保事業の管理的経費と賦課徴収費、また運営協議会に係る経費となっておりますので1,571万4千円を計上しております。

2 款保険給付費は、過去の医療費の動向から1 人当たりの医療費は若干増加すると見込まれるものの、被保険者数が減少傾向にあることから、前年度から1 億7,747万2千円減の12億3,948万6千円を計上しております。

続きまして、193、194ページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金につきましても、被保険者数の減少により4,122万9千円減の3 億5,920万6千円を計上しております。

次の195、196ページをお願いいたします。

4 款保健事業費は6,222万6千円を計上し、医療費適正化事業や健康づくり事業、特定健康診査を実施することとしております。

続きまして、197、198ページをお願いいたします。

5 款積立金から6 款公債費、7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金と次の199、

200ページ、2項延滞金までは例年と大きな変動はございません。

次の3項繰出金につきましては、小豆島中央病院で実施しております在宅医療に係る県補助金分を繰り出すもので、前年度から277万8千円減の415万4千円を計上しております。

8款予備費につきましては、前年度から200万円増の500万円を計上しております。以上、歳入歳出それぞれ前年度から2億1,995万6千円減の16億8,716万7千円を計上しております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号令和6年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次に、日程第18、議案第18号令和6年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第18号令和6年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明いたします。

当初予算書の12ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,057万5千円と定めようとするものでございます。

予算の内容につきましては、予算説明書により説明をさせていただきます。

初めに、207、208ページ、歳入についてご説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、保険料率の改定により前年度から2,603万4千円増の2億6,342万5千円を計上しております。

2款使用料及び手数料につきましては、納付証明や督促に係る手数料として、前年度と同額を計上しております。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金につきましては、広域連合の事務経費として共通経費繰入金1,095万円と徴収費など町の事務経費として総務費繰入金531万6千円を計上して

おります。

2 目保険基盤安定繰入金につきましては、県及び町が負担する低所得者の保険料軽減分として8,033万3千円を計上しております。

4 款繰越金、5 款諸収入につきましては、前年度と同額を計上しております。

次に、209、210ページ、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、被保険者の資格管理及び保険料徴収に係る経費で、前年度から48万9千円増の526万6千円を計上しております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3億5,470万9千円を計上しております。これは、保険料と共通経費繰入金、保険基盤安定繰入金を合計したもので、前年度から2,849万1千円の増額となっております。

3 款諸支出金と4 款予備費につきましては、前年度と同額を計上しております。以上、歳入歳出それぞれ前年度から2,898万円増の3億6,057万5千円を計上しております。以上で簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号令和6年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次に、日程第19、議案第19号令和6年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 議案第19号令和6年度小豆島町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書の15ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額の規定でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,326万5千円と定めようとするものでございます。

第2条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合は、同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

予算の内容につきましては、予算説明書で説明いたします。

216ページ、217ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料でございます。基準月額を5,760円とし、所得等に応じ13段階に設定しております。

2 款使用料及び手数料は、前年度と同額の4万1千円を見込んでおります。

3 款国庫支出金は、交付金配分割合の減により前年度から103万9千円減の5億5,541万1千円としております。

4 款支払基金交付金も同様で、前年度から17万2千円減の5億5,089万2千円としております。

次に、218、219ページをお願いいたします。

5 款県支出金につきましては、介護給付費の減により、前年度から50万2千円減の3億924万3千円としております。

6 款財産収入は、介護給付費準備基金の利子としまして12万3千円を見込んでおります。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金のうち、1 目介護給付費繰入金から3 目地域支援事業繰入金につきましては、定められた負担割合に応じた額をそれぞれ計上しております。

4 目低所得者保険料軽減繰入金1,923万2千円は、低所得者の介護保険料を軽減するための繰入金でございます。

5 目その他一般会計繰入金3,206万2千円は、認定調査、認定審査会に係る事務費等を一般会計から繰入れするものでございます。

2 項1 目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費等に対する介護保険料の不足に対応するため、基金のうち2,484万5千円を取り崩して充当することとしております。

8 款繰越金と、次の220ページ、9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、また2 項雑入のうち、1 目第三者納付金、2 目返納金につきましては名目予算となっております。

3 目の雑入336万6千円につきましては、配食サービスなどの利用者負担金となり、それぞれ利用実績に基づき算出しております。

続きまして、歳出について説明いたします。

222、223ページをお願いいたします。

1 款総務費は、介護保険関係事務に係る経費としまして、前年度より26万6千円減の3,402万4千円を見込んでおります。

次に、224、225ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、直近の保険給付の実績等を勘案し、予算額は前年度並みの19億8,394万円としております。

次に、228、229ページをお願いいたします。

3 款地域支援事業費になります。健康づくり、介護予防等の事業費及び地域包括支援センターの運営に係る経費としまして、前年度より156万6千円増の1億1,429万9千円としております。

次に、234、235ページをお願いいたします。

4 款基金積立金は名目予算となっております。

次の5 款諸支出金は過誤納還付金、国庫負担金等返還金として前年度と同額の50万1千円、6 款予備費につきましても前年度と同額を計上しております。

歳入歳出予算の合計は、ともに前年度から125万円増の21億3,326万5千円としております。以上で議案第19号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号令和6年度小豆島町介護保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第20、議案第20号令和6年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を求めます。介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（長町耕作君） 議案第20号令和6年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

当初予算書及び説明書の18ページをお願いいたします。

第1条は歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,539万8千円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書によりご説明をさせていただきます。

242ページをお願いいたします。

介護サービス事業特別会計は、居宅介護支援事業、訪問介護事業の2つの事業の実施に

係る会計となっております。

歳入をご説明いたします。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入は、要介護認定者へのケアプランの作成、訪問介護のサービス収入です。対前年度411万9千円増の5,583万円を見込んでおります。

2 項介護予防・日常生活支援総合事業収入は、要支援者への訪問介護のサービス収入で対前年度4万9千円減の127万円を見込んでおります。

3 項自己負担金収入は、介護保険に係る利用者の自己負担分で、154万7千円を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料は、要介護認定者に係る手数料で、名目の1千円を計上いたしております。

3 款財産収入は、財政調整基金利子でございます。

4 款寄付金は、2つの事業で2千円を計上いたしております。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金は、特別地域加算算定に伴う利用者負担の軽減制度に対する介護保険事業特別会計からの繰入金4万6千円を計上いたしております。

244ページをお願いいたします。

2 項基金繰入金は、収支不足額300万6千円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

6 款繰越金は、前年度繰越金として1千円を計上いたしております。

7 款諸収入、1 項収益事業収入は、障害者居宅介護事業に係る収入で、368万2千円を見込んでおります。

2 項雑入は、2つの事業で2千円を計上いたしております。

次に、歳出をご説明いたします。

246ページをお願いいたします。

1 款サービス事業費、1 項居宅介護支援事業費は、ケアプランの作成業務でございます。対前年度57万8千円増の3,616万8千円を計上いたしております。

2 項訪問介護サービス事業費は、対前年度625万1千円増の2,921万9千円を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

2 款基金積立金は、財政調整基金の利子を基金に積み立てるものでございます。以上、歳出合計は、前年度と比較いたしまして682万5千円増の6,539万8千円となっております。以上で議案第20号令和6年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わら

させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号令和6年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第21、議案第21号令和6年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 議案第21号令和6年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書の21ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ619万5千円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書で説明いたします。

256、257ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款サービス収入は、ケアプラン作成料としまして618万8千円を計上しております。

2款財産収入は、介護予防支援事業財政調整基金の利子収入としまして3千円を計上しております。

3款寄付金、4款繰入金、5款繰越金及び6款諸収入は名目予算となっております。

次に、258、259ページの歳出について説明いたします。

1款サービス事業費、1項1目介護予防支援事業費は、要支援認定者を対象とした介護予防支援に係る職員の人件費と事務費、また公用車及び電算システムの維持管理費等を計上しております。

歳入歳出予算の合計は、ともに前年度から9万円増の619万5千円としております。以上で議案第21号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号令和6年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第22、議案第22号令和6年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の内容説明を求めます。介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（長町耕作君） 議案第22号令和6年度小豆島町介護保険施設事業会計予算についてご説明を申し上げます。

別冊の令和6年度介護保険施設事業会計当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第2条では、業務の予定量を定めております。

(1)利用定員は、介護老人保健施設入所、短期入所が28人、通所が25人、介護老人福祉施設入所が60人、短期入所は4人でございます。(2)年間の利用者数は、介護老人保健施設入所、短期入所が9,607人、通所が5,468人、介護老人福祉施設入所が2万1,462人、短期入所が1,168人を予定いたしております。(3)1日平均利用者数は、介護老人保健施設入所、短期入所が26.3人、通所が22.5人、介護老人福祉施設入所が58.8人、短期入所が3.2人を予定いたしております。(4)主要な建設改良費は、建設整備費200万円を計上いたしております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第1款介護保険施設事業収益は4億9,489万6千円を予定いたしております。内訳は、1項施設運営事業収益は4億6,549万7千円、第2項施設運営事業外収益は2,939万8千円を予定いたしております。第3項特別利益は名目1千円を計上いたしております。

次に、支出の部ですが、第1款介護保険施設事業費用は5億166万3千円を予定いたしております。内訳は、第1項施設運営事業費は5億36万2千円、第2項施設運営事業外費用は30万円、第3項特別損失は1千円、第4項予備費は100万円を計上いたしております。

2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第1款資本的収入は3千円で、第1項負担金、第2項補助金、第3項固定資

産売却代金、それぞれ千円を計上いたしております。

支出の部、第1款資本的支出は建設改良費200万円を計上いたしております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額199万7千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条は、一時借入金の限度額を5千万円と定めるものでございます。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用をするべき項目を定めるもので、その項目を事業費用と事業外費用の各項間と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費3億9,435万1千円と交際費30万円を定めるものでございます。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を450万円と定めるものでございます。以上で議案第22号令和6年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○12番（安井信之君） 収益的収支が半分ぐらいになっただけですけども、これはどういうふうな意味合いですか。

○議長（谷 康男君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（長町耕作君） すいません、ページで言うところになりますでしょうか。

（12番安井信之君「資料1の1ページ」と呼ぶ）

○議長（谷 康男君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（長町耕作君） すいません、前年度の数字を今手元に持っておりませんので、後ほど説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号令和6年度小豆島町介護保険施設事業会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第23 議案第23号 令和5年度小豆島町坂手財産区会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第23、議案第23号令和5年度小豆島町坂手財産区会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第23号令和5年度小豆島町坂手財産区会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

小豆島町坂手財産区が令和5年12月21日をもって廃止となったことに伴い、小豆島町坂手財産区会計の歳入歳出決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定を求めるところでございます。

決算の概要につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の67ページをお願いいたします。

議案第23号令和5年度小豆島町坂手財産区会計歳入歳出決算認定についてです。

小豆島町坂手財産区が令和5年12月21日をもって廃止となったことに伴い、小豆島町坂手財産区会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付するものでございます。

なお、歳入歳出の詳細な内容につきましては、総務建設常任委員会にて関係職員からの説明と考えておりますので、私からは決算の概要について簡単にご説明申し上げます。

決算書の4ページ、5ページをお願いいたします。

歳入は、1款財産収入、1項財産運用収入のうちの土地建物貸付収入146万7,260円や2款繰入金、1項繰入金の財政調整基金繰入金6,058万円等により、合計6,290万4,440円となっております。

また、6、7ページの歳出でございます。

4款諸支出金、1項財産区剰余金処分費の坂手自治会への繰出金6,283万7,941円などにより、歳入と同額の6,290万4,440円で、歳入歳出差引き額は0円となっております。

また、土地基金などの財産につきましても全て清算しておりますことをご報告させていただきまして、決算状況の総括説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号令和5年度小豆島町坂手財産区会計歳入歳出決算認定については総務建設常任委員会へ付託することに決定されました。

~~~~~

日程第24 発議第1号 小豆島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第24、発議第1号小豆島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。1番大下議員。

○1番（大下 淳君） 発議第1号小豆島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり提出します。令和6年2月28日提出。小豆島町議会議長谷康男殿。提出者、小豆島町議会議員大下淳。賛成者、小豆島町議会議員安井信之、同じく小豆島町議会議員三木卓。

提案理由として、地方自治法が改正され、議会の議員に係る請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、町に対し請負をする議員が当該請負の対価として各会計年度に町から支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、もって議員の個人による請負の状況の透明性の確保に資するため、本条例を定めようとするものです。

なお、条例の作成に当たりましては、全国町村議会議長会が総務省と協議の上、作成した条例の例文を基にしています。

条例の内容ですが、第1条は条例の目的に関する規定で、先ほど提案理由で申し上げたとおりになります。

第2条は、請負の状況の報告に関する規定で、6月1日から30日までの間に前会計年度における町に対する請負について議長に報告するものです。

第3条は、請負状況の報告の一覧作成及び公表に関する規定。

第4条は、請負状況の報告等の保存及び閲覧等に関する規定となっています。

第5条は、委任に関する規定で、条例の施行に関し、必要な事項は議長が別に定めるとしています。

最後に、附則として、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するとしています。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） この条例というのは、全国全ての議会で定められているのでしょうか。現状どうなのかちょっとお尋ねしたい。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○1番（大下 淳君） 全国で整備されるわけですが、近々の近況といたしましては直島町が昨年12月の議会で上程されました。この3月議会におきましては、土庄町、小豆島町と三木町、綾川町、琴平町が上程される予定となっております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号小豆島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例については原案どおり可決されました。

本日、各委員会に付託しました議案の審査報告は、3月15日の本会議第3日目にお願いいたします。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

次回は3月14日午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後0時31分